

令和2年度の桂川町の**予算**は、

81億8,195万円です

予算総額の内訳		対前年度比
一般会計	59億3,813万円	(7.4% 増)
特別会計	20億1,136万円	(1.8% 減)
住宅新築資金等貸付	227万円	(2.3% 減)
土地取得	1,053万円	(増減なし)
国民健康保険	17億9,193万円	(2.3% 減)
後期高齢者医療	2億 663万円	(3.3% 増)
企業会計(水道)	2億3,246万円	(5.4% 増)
合計	81億8,195万円	(4.9% 増)

※各数値は万円未満四捨五入しているため、合計や割合が一致しない場合があります。



一般会計 歳入

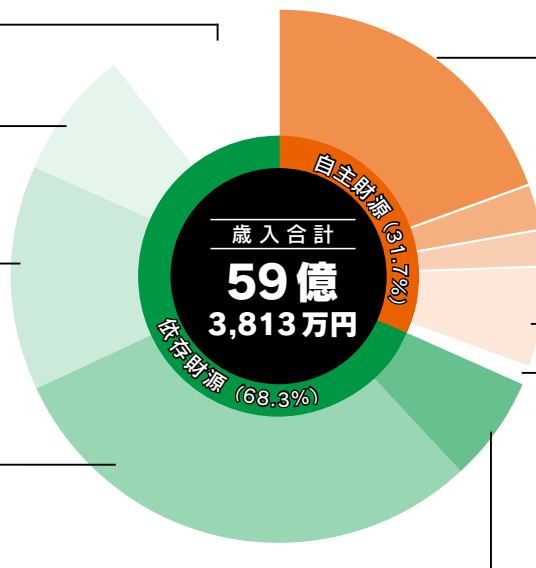
町債
6億2,389万円 (10.5%)

県支出金
4億6,116万円 (7.8%)

国庫支出金
8億982万円 (13.6%)

地方交付税
17億7,739万円 (29.9%)

地方譲与税・交付金など
3億8,506万円 (6.5%)



町税
11億6,937万円 (19.7%)

(内訳) 町民税 5億3,529万円
固定資産税 4億8,306万円
軽自動車税 4,363万円
町たばこ税 1億 739万円

分担金・使用料など
1億5,932万円 (2.7%)

財産収入・諸収入・寄附金など
1億2,750万円 (2.2%)

繰入金
3億6,461万円 (6.1%)

繰越金
6,000万円 (1.0%)

用語の説明

◆ 一般会計

行政運営に必要な基本的予算。町民が納めた税金や地方交付税、国・県からの補助金などを財源とし、福祉や教育、道路整備などの経費にあてる。

◆ 特別会計・企業会計(水道事業)

一般会計とは別に構成。独立採算制を基本とし、特別会計としては、国民健康保険、後期高齢者医療などがある。また、企業会計には、水道事業がある。

◆ 歳入

○ 町税/町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税など。
○ 地方譲与税/地方税収入の一つ。国税として徴収され、そのまま地方公共団体に譲与。現在、自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税などがある。
○ 地方交付税/地方公共団体間の税源力不均衡を調整するため、一定の基準により、国がその使い道を限定せずに交付する税のこと。

○ 国庫・県支出金/国や県が使いみちを指定して地方公共団体に負担交付するもの。負担金・補助金・委託金など。

○ 町債/建設事業などの財源にあてるため借り入れる長期借入金。